

審 査 基 準

令和 7 年 4 月 1 日作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第22条第 6 項
処 分 の 概 要：警備員指導教育責任者資格者証の再交付
原権者（委任先）：長野県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法施行規則第43条第 3 項（警備員指導教育責任者資格者証の再交付の申請）
審 査 基 準：
標準処理期間：14日
申 請 先：住所地を管轄する警察署の生活安全課、生活安全第二課又は生活安全・刑事課
問 い 合 わ せ 先：長野県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務担当室 （電話：026-233-0110）
備 考：